

○東京藝術大学芸術未来研究場専門委員会（人事）に関する要項

〔令和6年4月16日
芸術未来研究場運営委員会決定〕

（設置）

第1条 東京藝術大学芸術未来研究場規則（以下「規則」という。）第9条に基づき、芸術未来研究場における教員等の採用に関する事項を審議するため専門委員会（人事）（以下「委員会」という。）を置く。

（業務）

第2条 委員会は次に掲げる者の選考を行う。

- （1）規則第4条に定める芸術未来研究場・本部に属する特任教員及び特任研究員
- （2）規則第5条に定める横断領域のうち、規則第8条第4項において規則第8条第1項に定める運営委員会において運営に係る審議を行うことと定めている領域に属する特任教員及び特任研究員
- （3）規則第6条に定める特別プロジェクトに属する特任教員及び特任研究員
- （4）その他、芸術未来研究場運営委員会が定める職種

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）研究担当理事
 - （2）研究科長
 - （3）採用教員等を配属しようとする横断領域の長または特別プロジェクトのリーダー
 - （4）その他、芸術未来研究場運営委員会が特に必要と認めた者
- 2 前項第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、研究担当理事をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

（委員会）

第4条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席した構成員の過半数の賛成を持って決する。

- 2 議長が必要と認める場合は、構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

（採用候補者選考手続き）

第5条 委員会は次の各号に配慮して、第2条第1号に定める選考の場合は場長、同条第2号に定める選考の場合は採用教員等を配属しようとする横断領域の長、同条第3号に定める選考の場合は採用教員等を配属しようとするプロジェクトのリーダーから聴取した方針を踏まえ、規則第2条に定める目的を達成するため選考を行う。

- （1）選考は、教員等の職務内容に応じて、研究を遂行するにふさわしい能力と教育を担当するにふさわしい能力を評価して行う。
- （2）等しい能力をもつ候補者が複数あった場合には、他大学の出身者、女性、外

国人、障害者を積極的に選考する。

- 2 採用選考は、募集を行う教員等の職務内容を踏まえ、必要に応じ、公募制により、国内外を問わず広く人材を求めるものとする。
- 3 採用選考の過程では、必要に応じ、面接を実施するものとする。
- 4 議長は、採用候補者が決定した場合、採用候補者の履歴書及び業績調書等を芸術未来研究場運営委員会へ提出し、決定までの審議経過等を報告する。候補者を決定出来ない場合は、場長と協議をするものとする。
- 5 芸術未来研究場は、選考が適正に行われていることを、不断に点検・評価するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局各課の協力を得て経営改革プロジェクト課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項の改正は、芸術未来研究場運営委員会の審議を経て行う。

- 2 この要項に疑義が生じたときは、芸術未来研究場運営委員会が決定する。
- 3 委員会の運用に関する細目は、委員会が定める。

附 則

この要項は、令和6年4月16日から施行する。